

2021年4月16日(金)

「入管法改正案」趣旨説明質疑

立憲民主党・無所属 屋良朝博

立憲民主党・無所属の屋良朝博です。私は、会派を代表し、ただいま議題となりました「出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する法律案」について、質問いたします。

その前に、一言申し上げます。

私の地元沖縄の選挙区では「辺野古埋立」が進められております。1996年に日米両政府が米海兵隊普天間飛行場の返還を合意してから、今年12日で25年、四半世紀を過ぎました。安倍政権が地元の民意を無視して強行した工事は軟弱地盤が見つかり、順調に進んでも今後12年もかかります。

政府は米軍部隊の本土移転を何度か検討しましたが、話が持ち上がると移設先が猛反発し、計画は頓挫します。2012年に海兵隊1500人を沖縄から山口県岩国基地に移転する提案が米政府から日本側に打診されたとの報道に対して、岸信夫防衛大臣は当時、「岩国はある程度の負担を受け入れてきたが、もうリミットが近い。こういう話が出ること自体が問題だ。米側が正式な協議に乗せようとしたら、政府には即座に断ってもらわないと困る」と反発しました。その後もオスプレイの飛行訓練の一部を佐賀空港へ移転するプランを安倍政権下の菅官房長官が進めようとしたが、やはり地元の反発で断念しています。岸大臣に伺います、基地負担をなぜ頑なに拒否するのでしょうか。沖縄基地問題の本質はNIMBY(Not in my backyard=うちの裏庭はやめてくれ)という負担を嫌がる無責任で卑怯な安保政策ではないでしょうか。無理な埋立を強行するよりも負担の分散を促すのが日米同盟の安定につながると考えますが、いかがですか。

ちなみに1950年代に岐阜、山梨、静岡、大阪、奈良に分散配置されていた海兵隊を沖縄へ集約移転させたのは岸大臣のお爺様、岸信介総理でした。

昨日、二階俊博自民党幹事長が東京五輪について「これ以上無理だという事だったらすぱっとやめないといけない。五輪で感染をまん延させると何のための五輪か分からない。」と政権首脳で初めて五輪中止も選択肢であるとの発言をされました。翻って政府としては五輪中止は全く選択肢にないという認識で宜しいのか、五輪担当相として明確にご答弁頂きたいと思っております。

それでは入管法一部改正案について伺います。

(人権問題)

まず本年3月に、名古屋出入国在留管理局の収容施設に収容されていたスリランカ人女性が亡くなられた事案について、申し上げたいと思います。このスリランカ人女性は、昨年8月から、名古屋出入国在留管理局の収容施設に収容されていましたが、収容中に体調を崩し、20 キロ近くも体重を減らしたうえ、お亡くなりになりました。被収容外国人を人間として扱い、必要なときにきちんと医療を受けさせることが何よりも大事であります。本件については、上川法務大臣が調査を指示し、今年9日には調査状況に関する中間報告がなされましたが、死因はいまだ明らかになっておりません。本件については、スリランカ駐在の日本大使がスリランカの外務大臣に面会した際にも外務大臣から言及がなされていると伺っております。最終的な調査結果はいつ公表されるのか上川法務大臣の見解を求めます。

日本の入管法改正案に対して、国連難民高等弁務官事務所は今年9日、「重大な懸念がある」とする見解を公表しました。国連人権理事会も3月31日、入管改正法は国際人権法違反とする旨の共同書簡を日本政府に送りました。さらに3月30日に米 국무省が発表した人権報告書の中で、日本の難民認定の低さの問題を指摘し、「難民資格を与える法律はあるが、認定を拒む向きが強い」と記述しています。2019年に難民申請は1万375人で、認定を受けたのはわずか44人で、「国連難民高等弁務官事務所をはじめ NGO や市民グループは無期限収容に懸念を表明している」など、難民申請を許可されず入管施設に長期収容される外国人の問題を報告しています。

こうした国際社会の指摘をどのように受け止めるか、上川法務大臣の認識を伺います。

東京出入国在留管理局の収容施設では、今年2月から3月にかけて、新型コロナウイルス感染症のクラスターが発生し、被収容者や職員あわせて64名が感染したと伺っております。入管収容施設における医療体制はたいへん脆弱であり、被収容者からは悲痛な叫びが支援者のもとに届いています。新型コロナウイルスに感染したスリランカ人男性は発熱し、のどは痛く、食事ができない状態となりました。職員は「感染に効く薬はなく食事で免疫力をつけろ」とだけで、支援者らは、おかゆの提供を求めたが、聞き入れられず、結局は隔離室でご飯にお湯をかけて食べたということです。2か月で13キロ痩せてしまったそうです。収容所でコロナ禍に見舞われ、命の危険にさらされ続けている状況について、政府はどうお考えになられるのでしょうか？
新型コロナウイルス感染者については一刻も早く適切な医療へのアクセスが図られ適宜治療を受けられるようにすべきだと考えますが、こうした方々に対する適切な処遇のあり方について法務大臣の見解をお聞かせ願います

(我が国の難民認定)

我が国における難民認定率は、諸外国と比較して、極端に低いと指摘されてきており、2018年には国連人種差別撤廃委員会からも難民認定率が非常に低いことについて懸念が示されています。直近の令和2年における難民認定率も1.3%と低く、「人権後進国」と言われても仕方のないレベルと言えるのではないのでしょうか。

いまミャンマーではクーデター軍による民間人虐殺が深刻な国際問題となっています。2019年のデータでミャンマー人に対する世界の難民認定数が1万3396人、認定率92%だったのに対し、日本は788人の申請に難民認定はゼロでした。米 국무省の人権報告が指摘するようにそもそも日本の制度は国際スタンダードで見れば、難民の人権保護に問題があり、その改善が優先されるべきなのにもかかわらず、今回の入管改正法は刑事罰を導入するなど、より強制力を強めようとしています。

我が国の難民認定に対する姿勢そのものについて、まずは見直すべきではないでしょうか。難民認定率が低いとの批判を正面から受け止めるべきでしょう。そして日本の全件收容主義が自由権規約違反などとされる国連などの指摘に応え、難民認定制度の運用の在り方を見直す考えはあるのか、上川法務大臣にお伺いしたいと思います。

(送還停止効)

現行では、難民認定申請がされると、難民認定手続が終了するまでの間は、申請の理由や回数を問わず一律に、送還が停止されます。この送還停止効は、難民認定手続中の者が、手続中に送還されることなく安心して審査が受けられるよう、法的地位の安定化を図るという趣旨に基づくものです。しかし、本法律案では、難民認定や補完的保護対象者認定の申請を複数回行っている者について、認定をすべき相当の理由がある資料を提出しない限り、3回目以降の申請においては、送還停止効の対象外とすることとしています。

しかし、過去には入管当局に難民として認められなかった外国人が、裁判を起し、一審敗訴したが、控訴審で逆転勝訴するケースもありました。日本に来て難民申請してからおよそ10年、ようやく難民としての地位を獲得した方もいます。

このように、申請回数によって一律に送還停止効の例外を設けること事態が国際法上の原則に違反すると国連人権理事会は指摘しています。認定を拒否されても裁判手続により難民認定をされる可能性があるにもかかわらず、その芽を摘んでしまい、本来は送還すべきでない者を誤って送還し、その者の生命や身体に危険を生じさせることになりかねません。3回目以降の申請について送還停止効の対象外とした理由について、上川法務大臣の見解を伺います。

(收容期間の上限、司法審査)

退去強制令書に基づく收容は、送還可能のときまで行うことができることとされており、

期限の定めがないことから、送還を拒否する被收容者の長期收容につながりやすくなっています。長期收容を防止するためには、收容期間に上限を設定するとともに、收容を継続する際には司法による審査を行うことが効果的ではないかという指摘もありますが、本法律案では、收容期間に上限が設けられることも、收容を継続する際における司法審査についても規定されませんでした。その理由についてお伺いします。
(上川法務大臣)

(監理措置制度)

本法律案では、收容に代わる監理措置制度が新たに設けられ、被監理者である外国人は、監理人による監理のもと、收容施設の外で生活ができることとされています。しかし、最近の報道によりますと、外国人支援に取り組む個人や団体の約9割が、監理措置制度に対して懸念を示しています。また、監理措置制度を評価できないとしている者も9割近くおり、「收容から解かれた外国人の監視が民間に押し付けられる」「監理人の担い手が見つからず、長期收容の解決にはなりえない」という声もあります。外国人支援に取り組む支援者は、監理措置制度における監理人の担い手として想定されていますが、そうした支援者からの監理措置制度に対する否定的な声をどのように受け止めているのでしょうか。監理人のなり手がいなければ監理措置制度は十分に機能しないおそれがありますが、上川法務大臣の見解を伺います。

また、本法案の管理措置制度は、管理者となってくれる家族や支援者が存在することと上限 300 万円の保証金を支払うことが前提となっています。この仕組みでは管理者の有無と資金力の有無に基づく差別的な制度だと、国連人権理事会は指摘しています。指摘について上川法務大臣の見解を伺います。

(刑事罰)

本法律案では、監理者のもとから外国人が逃亡した場合には刑事罰が科せられることとなっています。

さらに強制退去命令を受けた外国人が出国手続きを進めない場合、新たに設けられる命令制度で刑事罰が科せられます。

国連などからも改善の指摘を受けているにもかかわらず、難民認定が正しく行われているかどうかを点検し、根本的な制度の見直しを優先するべきところ、刑事罰を含む強引な手法で問題解決を図るのであっては抜本的な改善は望めないのではないのでしょうか。支援者の活動を萎縮させるのではないかとの指摘もありますが、上川法務大臣の見解を伺います。

立憲民主党は立憲主義に基づき、国際人権規範に則った入管・難民政策を推進していくこととお約束し、質問を終わります。御静聴ありがとうございました。